hRp_a 利用規約

この hRp_a 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、三喜商事株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する、所在: 東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 26 号、名称: SS 神宮前、構造: 鉄筋コンクリート造 地上 6 階建ての建物（以下、「本建物」といいます。）内の所定のスペース（以下、「本件スペース」といいます。）の利用者が遵守すべき事項等を定めるものです。

第 1 条（利用目的等）

当社は、利用者が開催するエンターテイメントイベント、利用者が開催する展示会等のイベント、利用者が開催する会議、会合または研修等の用に供することを目的として本件スペースを利用させるものとします。

2　本件スペースの利用を申し込む者（以下、「申込者」といいます。）は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当することを表明し確約します。

①　本件スペースの利用契約書の記載事項に不備や虚偽がないこと。

②　本件スペースの利用の意図、内容等が、第 1 項に規定する本件スペースの目的に適合すること。

③　あらかじめ当社に書面で申告した事項を除くほか、申込者について、来場者、他の利用者、及びその他の第三者から、過去に当社に苦情等が寄せられたことがないこと。

④　本件スペースの利用に際し、公序良俗に反し風紀上の問題が生じるおそれがないこと。

⑤　近隣に迷惑（騒音や来場者による塵芥の放置を含みますが、これらに限られません。）や危険が及ぶおそれがないこと。

⑥　前各号に掲げる事項のほか、申込者が、本件スペースの利用に際し過去に本規約に違反したことがなく、かつ、今後本規約に違反するおそれがないこと。

3　申込者は、当社に対して企画書を提出するとともに、当社との間で詳細な利用内容について協議を行うこととします。この場合において、当社は、申込者に対し、その具体的な利用内容（本件スペースにおける展示、イベント等の具体的な内容、使用する機材、展示物のレイアウト等、来場予想人員数、来場者の来場手段等を含みますが、これらに限られません。）の説明（書面での説明を含みます。）を求めることがあります。

4　本件スペースの利用契約（以下、「本利用契約」といいます。）は、申込者と当社が利用契約書を作成したときに成立するものとします。

第 2 条（利用に関する事前了承事項）

本規約における利用とは、本規約に基づき当社の直接的な占有を排除せずに本件スペースを利用することをいい、本件スペースの排他的な占有権、賃借権を利用者に認めるものではありません。

2　利用者は、本件スペースの利用が結果的に長期に渡る場合であっても借地借家法の適用は受けず賃借権は発生しないことを予め承諾するものとします。

3　利用者は責任者を１名指定して（以下、利用者が指定した者を「利用者責任者」といいます。）当社に届け出るとともに、利用者責任者として本件スペースの利用期間中は、常に携帯電話等で当社と連絡を取りうる状態を維持するものとします。

4　次の各号に該当する場合には利用者責任者が本件スペースに必ず立ち会うとともに、過度の騒音を発生させないよう適切な現場管理を行うこととします。

①　利用者が当社の承諾を得て 10 時以前または 18 時以降も本件スペースで来場者のあるイベント等を開催するとき。

②　本件スペースにおいて設営または撤収作業をするために、本件スペースに造作もしくは備品等を搬入または搬出するとき。

③　利用者が設置する音響機材その他音を発生させる機材等により、本件スペースの敷地外に騒音が及ぶと当社が判断したとき。

④　本件スペース外に来場者が滞留する可能性があるとき。

5　利用者は本件スペースの周囲に来場者が滞留せず、また、来場者が本件スペースの中は勿論、その周囲においても塵芥等を放置しないよう最大限努力するものとします。

6　利用者とイベント主催者等が異なる場合における取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。

①　利用者は、本規約にもとづく利用者の義務を、主催者等に遵守させるものとします。

②　主催者等の一切の作為・不作為については、これを利用者の作為・不作為とみなし、利用者が一切の責任を負うものとします。

第３条（販売商品及び展示物）

利用者が本件スペースをエンターテイメントイベントもしくはポップアップショップの運営または商品、作品等の展示に用いる場合の展示行為、展示物、販売行為若しくは販売商品等は、第１条第１項に規定する目的に添い、かつ事前に当社の承諾を得るものとします。

2　次の各号に該当するものは、展示及び販売を禁止します。

①　輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法令で禁止された物

②　引火性・爆発性または放射性危険物

③　工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物、その他第三者との間でその展示または販売が紛争の原因となり得る物

④　火器を使用する物

⑤　主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥　所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦　その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

3　当社は、前項に該当する以外の物でも、本件スペースの正常な運営に支障をきたすおそれがあると合理的に認められる物について、販売または展示の開始の前後を問わず、その販売及び展示を規制または禁止することができ、利用者はこれに従わなければなりません。

4　利用者が、本条第２項または第３項により禁止された物もしくは規制された物を、販売または展示し

ていた場合には、当社は、利用者に対し、当該販売商品または展示物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知します。通知を受けた利用者は、この通知後即時に、当該販売商品または展示物の販売または展示の取りやめ若しくは規制に従わなければなりません。

5　利用者が当社による前項の通知に従わない場合は、利用者は、当社に対し、当該通知の日の翌日から当該通知を遵守した日まで本利用契約所定の利用料金（ただし、日割計算による。）の 3 倍相当の違約金を当社に支払い、かつ通知に従わなかったことにより当社が損害を被ったときは当該違約金とは別にその損害も賠償しなければなりません。また当社は、当該利用者の費用により、当該利用者に代わって当該販売商品、利用物及び利用者が設置した造作及び備品等の一切を撤去するほか、その他しかるべき措置をとることができます。

第 4 条（造作）

利用者が当社の事前の承諾なく、次の各号の行為を行ってはならないものとし、利用者が次の各号の行為を行うときは、施工開始前までに工事の設計書、仕様書を添付して当社に提出し承認を受けたうえで施工するものとします。

①　本件スペース室内の造作・設備等の新設、付加、除去、改造等を行うとき。

②　前号のほか本件スペースの原状を変更しようとするとき。

③　本件スペースに重量物を搬入もしくは搬出しようとするとき

④　本件スペース及び周囲に看板、掲示板、装飾物、広告、標識、注意書等を設置または貼付しようとするとき。

2　前項の承認を必要とする工事等について、これに要する費用は利用者の負担とします。

3　第 1 項の定めにかかわらず、利用者が当社の事前の承認を得ずに工事を行ったときは、当社はこれら工事の中止及び撤去を求めることができ、利用者はこれに従うものとします。

4　利用者は、当社の承認に基づき本件スペースの造作、修繕、内装の模様替え等の工事を行った場合であっても、当該工事はすべて利用者の責任において実施するものとし、当該工事に起因した事故が発生し、当社または第三者に損害を与えたときは、利用者と工事業者間の契約の如何にかかわらず、利用者が責任を負い損害を賠償するものとします。

5　災害復旧等の特別な工事については、当社と利用者の協議の上、その負担を決定するものとします。

6　利用者は当社の承認を得て工事を行う場合は、建築基準法、消防法その他関連法規を遵守するものとします。本項の定めに違反し遵法性に違反する行為を行った場合は、当社はこれらの工事の中止及び撤去・原状復旧を求めることができ、利用者はこれに従うものとします。

第 5 条（利用可能期間及び利用可能時間）

本件スペースの利用可能期間は当社が定める休業日を除く全ての日とします。また、本件スペースの利用可能時間は各日の 10 時から 18 時までとします。ただし、当社は利用者と協議の上、当社の裁量により本件スペースの利用時間を、午前 9 時から午後 21 時までの時間内で延長することがあります。なお、造作及び備品等の搬入出のための本件スペースの利用についても、利用可能時間内に行うものとし

ます。また、搬入出の動線等については、当社の指示に従わなければなりません。

第 6 条（利用料金）

本件スペースの利用料金等は原則として次の各号に掲げるとおりとします。ただし、当社の裁量により、利用者の利用状況及びその他の事情を勘案して、以下の料金とは異なる料金を適用することがあり、その場合は本利用契約において料金を定めます。

①ア 1日 300,000 円（税別）/10:00～18：00

②オプションは別途 INFOMATION 記載のとおりとする。

2 第 1 項の利用料金には利用者による本件スペースの利用に付帯して発生する費用は含まないものとし、廃棄物処理、レンタル備品の使用料、その他付帯して発生する費用（以下、「付帯費用等」といいます）については別途当社より利用者に対して請求させて頂きます。

3 利用料金等の支払期限については、本利用契約において定めるものとします。

4 **本件スペースの利用にあたり、当日、事前の申請および当社の承諾なく、利用可能時間を超過して使用した場合には、超過時間30分につき25,000円（税別）の延滞料金が発生するものとします。**

第 7 条（展示品及び販売商品の管理）

利用者は、自己の責任と費用において本件スペース内の造作、備品、展示品及び販売商品等の搬出入と管理を行うものとし、原則として当社は本件スペース内の造作、備品、展示品及び販売商品等の損害等について天災地変その他不可抗力による場合を含み何らの責任も負わないものとします。ただし、当該損害が当社の責めに帰すべき場合はこの限りではないこととします。

第 8 条（備品の管理等）

利用者は、音響・照明機材に関し、当社の指定する音響・照明管理スタッフの指示のもと利用しなければなりません。

第 9 条（事故防止及び責任）

利用者は、造作、備品、展示品及び販売商品等の搬出入、展示、販売、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、利用者において負うものとします。

2 当社は、利用者に対し、利用者の負担で、作業の中止、制限その他事故防止のための必要な措置を取ることを命ずることができます。

3 当社は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第 10 条（利用の変更及び中止）

当社は、天災地変、新型コロナウイルス感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における指定感染症（新型コロナウイルス感染症を含みますがこれに限られません。）をいいます。）のまん延、その他の不可抗力ないし当社の責めに帰すことができない事由により合理的必要性があるときは、利用者による利用可能期間または利用可能時間を変更、または本利用契約を解除することが

できるものとします。

2　臨時に本建物内のすべてのスペースについて、休業または営業時間を変更する場合には、当社から利用者へ事前に連絡し、利用者はこれに従うものとします。なお、台風等災害時には事前の予告なく利用時間等を変更する場合があります。

3　前各項の場合、当社はこれによって生じた利用者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第 11 条（新型コロナウイルス感染症等の拡大予防）

利用者は、本件スペースを使用するにあたり行政の発出する新型コロナウイルス感染症等の拡大予防に関する要請及びガイドラインに則って運営・管理を行うものとします。

2　当社は、自らの責めに帰すべき場合を除き、本件スペースで発生した感染等につき一切の責任を負いません。

第 12 条（撮影および放映・放送等）

利用者は、本件スペース内および屋外スペースにて録画、録音または撮影をするときは、利用開始日の原則 2 週間前までに、本件撮影等の目的、使用する機材について、当社に申し入れ、当社の承諾を得なければなりません。

2　利用者は、撮影等によって作製した映像もしくは画像の放映、上映、放送、配信、出版、製品化などを希望するときは、事前にその詳細を当社に申し入れ、承諾を得てください。映像等を二次使用する場合も同様とします。

3　利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、本件スペースの景観および広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、これらの告知の内容および方法は、利用者と当社が協議して定めることとします。

4　利用者は、当社の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、または放映等を許諾することができます。この場合、当該第三者に本条の定めを厳守させなければなりません。

第 13 条（利用者による本利用契約の解除等）

利用者からの利用申込みの全部または一部の撤回または本利用契約の解除は、当社がこれを了承しない限り認められないものとします。

2　前項において当社が利用者からの利用申込みの全部または一部の撤回または本利用契約の解除を了承する場合、利用者は、次の各号に掲げるとおり、当該撤回等を申入れた時点に応じてキャンセル料を支払わなければなりません。既に当社に入金いただいた後の本利用契約の解除はご入金頂いた利用料金からキャンセル料分を頂戴し、残金を返金いたします。

①　利用開始日より 61 日前まで

利用料金の 25%及び現実に発生した付帯費用等（当社が手配した附帯サービスのキャンセル料等の実額を含みますがこれに限られません。以下、本項において同じ。）

② 利用開始日より 60 日前から 31 日前まで
利用料金の 50%及び現実に発生した付帯費用等
③ 利用開始日の 30 日前以内
利用料金の 80%及び現実に発生した付帯費用等

第 14 条（諸経費の負担）

造作、設備、展示物及び販売商品等の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他利用者の行為に属する費用並びに造作、設備、展示物及び販売商品等及び利用者に対する損害賠償等の保険料は、全て利用者の負担となります。

第 15 条（利用者による医師および看護師の派遣）

利用者は、自らの費用と責任で、必要に応じて、医師または看護師を本利用スペース内に派遣し、その旨を当社に報告することとします。なお、スタンディングでの興行を行う場合は観客の為に、医師および看護師を積極的に派遣するよう努めなければなりません。

2 当社は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しないものとします。

第 16 条（運営者の承諾を要する事項）

利用者は、本件スペースを利用して開催するイベント、会議、会合または研修等に関し、次の各号に掲げる事項を実施する場合には事前にその詳細を当社に申し入れ、当社の承諾を得なければなりません。

① インターネット、SNS 等による告知及びプレスリリースの配信
② チラシその他の宣伝物の配布
③ 撮影、録画または録音
④ 誘導・案内係の配置
⑤ 警備・安全管理体制の構築
⑥ 新型コロナウイルス感染症等の拡大予防対策

第 17 条（本規約の変更）

当社は、次の各号に掲げる場合には、本規約の変更をすることにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別に利用者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。

① 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項の規定による本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を利用者に対し周知します。

3　第 1 項第 2 号の規定による本規約の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じないものとします。

4　民法第 548 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による本件規約の変更については、適用しません。

第 18 条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

① 本利用契約の利用者としての地位または権利の全部または一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、または転貸し、あるいは担保に供すること。

② 指定された場所以外の本件スペースの内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。ただし、当社が事前に承諾した場合はこの限りでない。

③ 重量物、危険物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。

④ 来場者、他の利用者もしくは近隣の住民に迷惑となる行為（騒音（盛り上がって騒ぐ、たむろする等の状態を含みますがこれに限られません。）を発生させる行為、喫煙行為、飲酒行為、臭気を生じさせる行為等）をし、または、来場者をして、他の利用者もしくは近隣の住民に迷惑となる行為をさせること。

⑤ 壁、床、器具その他本件スペースおよび備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損すること（本建物、付帯設備への釘打ち及びガムテープ貼り等の行為を含みますがこれに限られません。）。

⑥ 本件スペースに宿泊すること。

⑦ 非常口誘導灯を消灯すること。

⑧ 本件スペースの敷地外での車両を留め置くこと、または、前面道路を専有すること。

⑨ 壁面に穴をあける施工、または、アンカーボルトの使用をすること。

⑩ 政治、宗教活動等をすること、これらに関連する行為をすること。

⑪ 当社指定の場所以外の場所で飲食、喫煙すること。

⑫ ゴミを投棄するなど、本件スペースおよび近辺を不衛生な状態にすること。

⑬ 出演者および来場者において震動の発生するであろう行為（ダイブ・モッシュ・ジャンプ等）をさせること。

⑭ 暴力行為、無謀行為その他自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。

⑮ 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康に支障を来す可能性のある演出、または博打もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。

⑯ 自転車、バイク、自動車などを路上駐車すること。

⑰ 本件スペース利用者、関係者等がホール使用後に飲酒運転を行うこと。また、ホール使用後に運転を行う者に、飲酒を勧めること。

⑱ 当社の保有する画像・名称・連絡先等を無断で使用すること。

⑲ その他、本建物の所有者または当社が本建物本件スペース、またはそれらの諸設備の維持もしくは保全のために禁止した事項

第 19 条（契約の解除）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用者に対し何等の催告なく、本利用契約を解除し、または、当社が任意に定める期間中本件スペースの利用を禁止しもしくは制限（イベントの中止を含みますがこれに限られません。）することができるものとします。

① 利用料金の全部または一部を支払わないとき。

② 第 1 条第 2 項に基づき確約した事項を遵守せず、これに違反したとき。

③ 第 3 条第 1 項に基づき当社から承諾を得た物以外の物、もしくは第 3 条第 2 項に定める禁止物を展示または販売し、または本件スペースの利用につき主催者の定める規定もしくは指示に従わないとき。

④ 前条各号に定める禁止行為を行ったとき。

④ 本件スペースを、当社に届け出た目的以外に使用したとき。

④ 本件スペースを使用しないとき。

⑤ 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立てがあったとき。

⑥ 手形・小切手または電子記録債権につき不渡りを発生させたとき。

⑦ 公租公課につき滞納処分を受けたとき。

⑧ 著しく当社の信用を失墜する事実があったとき。

⑨ その他本規約、本利用契約または当社の指示に違反したとき。

2 前項に基づき当社が解除した場合であっても、利用者は、本利用契約の期間満了までの利用料金に相当する違約金を支払わなければならず、この場合、当社が損害を被ったときは、当該違約金とは別にその損害も賠償しなければなりません。

3 第 1 項に基づき当社が利用者に対し任意に定める期間中本件スペースの利用を禁止しまたは制限した場合であっても、利用者は、当該期間中の利用料金及び諸費用を当社に対して支払わなければなりません。

第 20 条（関係諸官庁への届出）

利用者は、本件スペースの利用にあたり、法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所管の諸官庁に届出を行い、諸官庁の指示に従うものとします。この場合、利用者は、届出内容について事前に当社の承諾を受け、且つ諸官庁から受けた指示内容は直ちに当社に通知するものとします。なお、万が一、届出不備のための本件スペース利用ができなくなった場合、当社は一切の責任を負いません。

2 本件スペースの利用の内容により、消防署への届出が必要となる場合、利用者において、必要書類を作成し、所管の消防署（世田谷消防署本署本部庁舎予防課）に対し届出を行わなければなりません。また、利用者責任者は受理された届出書の控えを本件スペース利用期間中に常に携帯するものとします。

3 飲食を伴う催事を開催する場合、利用者は、所轄の保健所（世田谷保健所生活保健課）へ事前に相談し、指導に従い必要な手続を行うものとします。

第 21 条（原状回復と清掃管理）

本利用契約が解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、利用者は即時に当社に対し本件スペースを明け渡さなければなりません。

2　利用者は、前項に規定する本件スペースの明渡しに際し、本件スペースを原状に回復するものとします。ただし、利用者が遅滞なく原状回復工事を行わないときは、当社または当社が指定等する者において当該工事を行い、その費用は利用者が負担するものとします。

3　本件スペースの明渡し後、利用者が本件スペース内に残置した物件があるときは、当社は任意にこれを処分することができるものとし、当該物件が第三者の所有権が留保され、またはリース物件等である場合には当社は一切の責任を持たず、利用者が当該物件の所有者等の対応をするものとします。

4　利用者は、本件スペースの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、本件スペース、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、または移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、本件スペース内に自己の費用をもって施工した諸造作、設備等の買取りを当社に請求することはできません。

5　利用者が、本利用契約終了後即時に本件スペースを明け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡し完了に至るまで本利用契約所定の利用料金（ただし、日割計算による。）の 3 倍相当の違約金及び諸費用を当社に支払い、かつ明渡し遅滞により当社が損害を被ったときは当該違約金とは別にその損害をも賠償しなければなりません。

2　利用中、利用終了後の清掃は利用者にて行うものとします。なお、当社において特別に清掃を実施する必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。

第 22 条（遅延損害金）

利用者において、本契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第 23 条（立ち入り）

第 2 条第 1 項に規定する本規約における利用の趣旨に鑑み、当社またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときはもちろん、合理的理由があるときはいつでも、利用者への通知を要せずに、本件スペースに立ち入って、通行し、見分し、点検する等、適宜の行為をなし、措置をとることができるものとします。ただし、利用者の利用目的の達成を妨げる行為はできないものとします。

第 24 条（本件スペース内の利用者常駐）

利用者は、利用期間中、本件スペース内に利用時間中常駐し、来場者との応対、出展物及び販売商品等の管理、苦情対応等にあたるものとします。

第 25 条（廃棄物の処理）

利用者は、廃棄物、使用済みの資材や本件スペース内及び周辺の塵及びクズ等を、自己の責任により持ち帰り、または、本建物所有者または当社の指示に従って処理するものとします。

2　放置廃棄物があったときは、当社は適時にこれを処理することができるものとし、当該処理費用については、当社が利用者に実費請求させていただきます。その場合、利用者は当社からの請求書受領後直ちに支払わなければならないものとします。

第 26 条（火災・盗難・その他の事故等）

当社及び本件スペースに関して当社と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体（以下、本条において「当社ら」といいます）は、本件スペースに関わる火災、盗難、ウイルスや細菌による疫病の発生、その他一切の事故・事象の発生により、利用者または利用者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体ならびに本件スペース来場者を含む被った損害（各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について一切の責任を負いません。

2　当社らは、本件スペースに関する招待状、ホームページ、会場案内図、Ｗｅｂ掲載情報、プロモーション用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。

3　利用者は、利用者または利用者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、本件スペースに関わり発生した火災、盗難、ウイルスや細菌による疫病の発生、その他一切の事故・事象により、当社らまたは本件スペース来場者を含む第三者に負わせた損害（所有物の破損壊・消失・紛失当を含むあらゆる損害）について、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第 27 条（付保義務）

利用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険などの損害保険や、傷害保険等を締結するよう努めるものとします。なお、当社が特別に損害保険や傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従うこととします。

第 28 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自ら及び自らの役員（取締役、執行役員、業務を執行する社員その他これらに準ずる者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

①　暴力団員が経営を支配していると認められている関係を有すること。

②　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの隠与をしていると認められる関

係を有すること。

⑤　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑥　利用者がチケットを販売する場合、暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員および関係者にチケットを販売すること。

⑦　暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員および関係者をホールに入場させること。

2　利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

3　利用者が前 2 項において確約した事項に違反した場合、当社は何らの催促も要せず、本契約を含む利用者と当社との間で締結された一切の契約を解除することができるとともに、利用者は当該解除につき何ら異議を述べず、名目の如何を問わず当社は何らの損害賠償責任を負わないものとします。

第 29 条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約、本利用契約及び本件スペースの利用に関する法律関係については、日本国法を唯一の準拠法とし、本利用契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以　上